

商工委員會議録第三十二号

昭和三十年六月二十九日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事 新八君 理事長谷川四郎君

理事 山手 満男君 理事 前田 正男君

理事 永井勝次郎君 理事 中崎 敏君

秋田 大助君 大倉 三郎君

小笠 公昭君 菅野和太郎君

齋藤 憲三君 笹木 一雄君

小平 久雄君 南 好雄君

加藤 清二君 櫻井 奎夫君

田中 武夫君 帆足 計君

八木 昇君 伊藤卯四郎君

菊地養之輔君 田中 利勝君

出席國務大臣 石橋 湛山君

出席府政委員 横田 正俊君

公正取引委員 横田 正俊君

大蔵事務官 村上孝太郎君

(主計局法規課長) 大堀 弘君

(通商産業事務官) 大堀 弘君

(通商局次長) 大堀 弘君

委員外の出席者

総理事務官 坂根 哲夫君

(公正取引委員会) 館谷 典文君

事務局長官房 館谷 典文君

総務課長 坂根 哲夫君

総理事務官 坂根 哲夫君

(公正取引委員会) 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

事務局次長 坂根 哲夫君

六月二十九日

専門員 菅田清治郎君

委員多賀谷貞登君辞任につき、その補欠として加藤清二君が議長長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

小委員会における参考人招致の件

過度経済力集中排除法案を廃止する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)

特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第八九号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。この際お諮りをいたします。ただいま本委員会において審査中の中小企業安定法の一部を改正する法律案について、昨日農林水産委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。この申し入れを受諾することに御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。なお連合審査会開会の日時につきましては、農林水産委員長と御協議の上、追って公報をもってお知らせすることにいたします。日程に入り、過度経済力集中排除法

等を廃止する法律案、特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案、輸出入取引法の一部を改正する法律案、以上三法案を一括議題とし、審議を進めます。質疑は通告順によつてこれを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 最初に前提として承わりたいのでありますが、日タイ間の貿易協定の概要及び現在の実情についてごく簡単によろしくご説明いただけますか、あらまだけぞうり。

○大堀政府委員 日タイ貿易についてのお尋ねでございますが、日タイ間の貿易は、現在通商協定によつてきめられておりまして、四月から三月まで一年間の協定期間をいたしているわけでありまして、本年の三月に改訂の交渉をいたしました。さらに従来よりも若干拡大する方向に相談がまとまっておりますのでございます。現在貿易額といたしましては片道大体六千万ドルから七千万ドルの間でございまして、現在までのところこちらから買っておりますものは砂糖、昨年は大体三十万トン以上買いたしました。砂糖、米、塩その他のものを買っているわけでありまして、輸出につきましては、重工業生産品及び雑貨につきましては相当大事な市場であります。こちらで買いますだけでは大体におさましてそれだけの輸出が実行されているわけでありまして、貿易バランスからいいますと、現在のところかなり円滑に行っておりまして、三十年代にはさらに九千万ドル程度まで拡大するということが了解が

成立しているわけでありまして。本法案に關係ございまして点といたしましては、砂糖は砂糖の価格安定及び輸入に關する法律に關係がございまして、バナナ、パイナップルのカン詰につきましては、これは国内的には不要不急品でございまして、やはり先方に日本の雜貨を相当たくさん買つてもらつておりますので、その關係上向うの特産品であります。これらの物資を買つてやるのが貿易拡大に役立つ。す關係上、バナナにつきましては年間四百五十万ドル、パイナップルカン詰につきましては一年百万ドルの輸入を許可するといふ協定になつていて次第であります。

○小平(久)委員 そこで今御説明のような事情によつてバナナも輸入する、あるいはパイナップルのカン詰も輸入する、砂糖も輸入する、これもやむを得ぬと思ひますが、従来これらの輸入につきましては、わが國における輸出の振興のために、その輸入権を輸出業者に与えるといふような方法がとられておつたように承知するのであります。が、今度それを廃止する。それで今回この提案のやうな方法をとられるわけでありまして、その間の事情と今までの方法を廃止したことが今後のわが國の輸出にどういふ影響を及ぼすか、あるいはそれに対してどういふ対策を当局としてお考えになつておるか、一つ大臣から承わりたいと思ひます。

○大堀政府委員 昨年の九月までお話を

のようにバナナの割當につきましては、台灣向けに若干輸出いたしましたものに對してリンクをして渡しておつたのであります。その結果はどういうことであるかと申しますと、結局バナナによりまして輸入利益といふものが先方の業者に吸収されてしまふ、結局輸出価格が安くなるということ、必ずしも日本側の利益にならないでこれらのものはそういった形で吸収されてしまふといふのが現状でございます。なおそれ以外にこういった制度をとりますことで輸出市場を合理的に維持していくといふことが必ずしもできないので、やや秩序を亂す結果にもなりまして、この際むしろ輸入の利益は法律によりまして吸ひ上げることが適當であると考えたのであります。そのために雜貨の輸出に價格の面で困難になるという事情には、私もは台灣の輸出につきましては考へておらないのでございまして、今後これを切り離しまして十分輸出の実行ができるかと考へている次第であります。

○小平(久)委員 今の御説明によりまして、台灣向けの輸出の影響は特に雜貨については考へられないという点に重點があつたようですが、従来バナナの輸入といふことは、必ずしも台灣向けの輸出業者だけでなく与えておつたものと思ひますが、その面の影響はどうですか。

○大堀政府委員 バナナにつきましては従来台灣向けの輸出だけに限つておつたわけでございます。

○小平(久)委員 そうしますと本委員会にかかっているのはバナナとパイナップルの関係であります。関連して砂糖の関税についてはどんなことになつてゐるか。

○大堀政府委員 砂糖につきましては昨年度はプラント、船舶その他の輸出リンクといたしましてやっておたわけでございます。その結果につきましては先ほど申し上げましたと同様に、やはりかなり輸出価格に不当な値下げを招来しているというところが一方の弊害でございますが、同時にこれは相当大きな商品でもございますから、国際的に相当大額の運用をいたしておるという関係上、国際的批判を受けるという関係もありまして、今回この措置を打ち切りまして、国内に発生する過剰利潤を特別会計に吸い上げるという方向に切りかえたわけでございます。その後の輸出の対策をいたしましては、やはり正常な輸出を伸ばしていくための輸出振興策をいたしまして、われわれとしては対策を考えていかなければならぬわけでございます。船、車、車等につきましては、国際価格の関税も十分競争できるような情勢になつております。一般のプラントにつきましては、なかなか困難な事情があるものであります。それらの点につきましては、私もいろいろいたしまして、輸出保険料をできるだけ安くして参りますとか、あるいは機械の売り込みにつきまして、国際エンジニアの機能を拡充いたしまして、政府の助成によつてそういう技術的工業的な正常な経済援助を強化して参りまして、今後輸出を伸ばしていくという方向に持つて参りたいと考えております。

○小平(久)委員 この法案に関連してお配りを願つた実施要領であります。これ等を見ますと、手続等が非常に複雑なように思われるのでありますが、一体特別利益と申しますか、政府が取り上げようとしておるような利益が生ずるものは、政府はさしたるバナナ、パイナップルのカン詰について考へておるようではあります。大ざっぱに申せば、一時はほどではないにいたしまして、輸入するものはほとんどもうかるというか、輸入商は非常にいい成績を輸入面では上げておると思ふ。そうしますと、今後これらの品目は政令で定めることになつておるようでありまして、だんだん範囲を拡大される傾向にあるのかどうか。それと同時に、またこのように複雑な手続を経て取るならば、どうせ取るという一つの手段でありまして、もう少し簡単な方法で取ることを御研究なさつたかどうか。たとえばわかりやすく言へば、一人について幾ら取るとか、大体そういうことでやつても別段差しつかえないようでありまして、これは一種の入札制みたいなことで取るようでありまして、もう少し手続等も簡単に、同じ取るにしても取る方法を研究なさつたかどうか。そういうことを研究なさつても取らなかつたのはどういう理由なのか。物資の範囲と徴収の方法について御説明願ひたいと思ひます。

○大堀政府委員 最初の品物の範囲の問題につきましては、御指摘のように確かに輸入利益の多いのがかなりあるわけでございますが、全体といたしましては、必要品につきましては、外貨事情が好転すればできるだけ輸入をふやしまして、必要なものは値段を下げていくのが方向でありましようが、バナナとかパイナップル関係あるいはその他比較的不急不重要なものにつきましては、かなり外貨事情がよくならなかつてもかきり制限を行わなければならぬ。そういうものにつきましてはやはり価格の差益というものが出て参るのではないかと見えて参る。私どももいたしましては、特定物資の輸入といたしましては、一般の物資ではなく、比較的不急不重要な品物で入れなければならぬものについて、この法案によりまして過当な利益があらまふ場合に吸収して参る、かように考へておる次第でございます。

第二点のお尋ねの点でございますが、なるほど定額で差額を取りまふことが、手続的には一番簡便になるわけでございます。しかしながら定額をきめまふ場合に、国内価格がなかなかむずかしいことがございまして、行政の運営といたしましては、かえつて差益を幾らと定めたかということについての行政運営上の不適正な結果が出るかとおそれられるわけでございます。むしろ入札の方式によりまして、国内価格との差額は業者の判断によつて、入札によつて運営して参る方が、結果において適正な結果が得られるのではないかと、かように考へまして、バナナにつきましてはさような運用を考へておる次第でございます。

○小平(久)委員 入札の関係であります。これで見ると最近の最低額ですが、これをきめておいて、それ以上に入札したものは輸入の権利を与へる、外貨割当をする、こういうことになつておるようでありまして、そうしますと、極端に言へば、政府の最低の予定額すれに入れたものが一番納付金が少なくて済む、こういうことになつてくるのではないかと思ふのですが、輸入業者というものはそうたくさんあるようでもないことになりまして、大体一般の入札制度と同じように、いわゆる談合というものが、そういうことが行われたい。この点は從來もこのバナナ輸入についてはわれわれもずいぶんいろいろな話題を聞いておりましたが、またしてもそういう弊害が起きて、結局この政府の予定しているような収入が確保されないという結果に終るのじゃないかという気がするのですが、そういう点はいかがですか。

○大堀政府委員 政府におきまして最低の納付金をきめまして、それによつてビッドにするわけでございます。従いましてビッドの際に納付金の多い人から逐次外貨の割当をして参るわけでありまして、その点につきましては、普通の入札の場合と同様に運用ができてくることになるのではないかと考へておるわけでございます。談合の問題につきましては、これは業者の数もかなり多いわけでございます。私どもは十分注意を払ひまして、さようなことのないように運用して参りたいと思つておる次第でございます。

○小平(久)委員 今の点で普通の入札の場合ならば、言うまでもなく普通の工事の入札ならば、一番格安に入れた者一人に当るわけですが、今度の場合は必ずしも一人でないのだからと思ふのです。要するに政府の予定した納付金以上に付した者は何人か当るといふことになる。こういうことになると、同じ入札でも違ふだらうと思ふんです。そうすると、同時に入札をして比較的多く納めた者は、逆に言えば、ばかを見るような格好になるんじゃないかと思ふ。その点は、そういうことが起きてもそれに対する処置というものは何らないわけですか。

○大堀政府委員 この点につきましては、先般の本委員会におきまして御意見がございましたので、われわれの方も研究いたしたのでございますが、入札によりまして、その場合に一人当りの取り口というものはある程度実績等に依つて一定の限度を設け、一口の数というものをきめて、幾らよけい取つても何口以上はできないということにしまして、一人の商社が独占してしまふような弊害を一方において防ぎたいと思つておるわけでございます。同時に今お尋ねの点は、結局納付金の高い人は総体的にはよけい取れるということになるわけでございます。その点では不公平なく、普通の入札の場合であります。逆に低い人に入札するということになるわけでありまして、本件の場合には納付金をよけい納めた人から逐次取つていく、こういうことになりまして、そのためによけい納めて不利になるということにはならないのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○小平(久)委員 その点がよくわからぬのですが、納付金の多い順にとにかく取つていくのでしよう。しかも一人に對する許可の額というものはせいぜい一口とか二口、何口になるか知らぬが、制限しておくというのです。かりにわかりやすく例示すれば、指数でいって、一〇〇なら一〇〇と政府は最低を押えた。入札するものがそれより高く一五〇のものもある、一四〇のもの

ものもある、一二〇のものもある、一一〇のものもある、あるいは九〇のものもある。九〇のものは落ちてしまいうか
らいいが、一五〇に入れたものも一四〇に入れたものも一〇〇に入れたものも、一口なら一口きりしか許可にならない
ぬということになるのだらうと思うの
です。そういうことから見ると、もう
すれすれに納めたものが一番得だ。高
く政府に納める予定を出したのも同
じ数量きり輸入許可にならぬ。結局政
府の収入も、政府は予定額を一〇〇な
ら一〇〇と押えておるのかも知れない
が、予定額以上の収入というものは、
ともかくあまりふえないという結果に
なるのだらうと思う。これは逆に一番
高いものに全部許可のだからならば
これははつきりしているのですが、ど
うも実施要領を見るとそうでないよう
だからお尋ねしておるのです。

○大堀政府委員 入札という言葉を使
います、入札いたします場合に、各
ブロックごとの入札をいたしまして、
その場合に政府のきめました最低価格
以上の納付金であつて高い人から逐次
取つて参るわけでありまして、従いま
して結局はやはり高く入れている人がよ
けい取れることになるわけでございます
す。それについてあまりに一人に片
寄つてはいかぬというので、頭打ちに
作つておこう、かように考へておる次
第でございます。これで運用していけ
るのじゃないかと私も考へておる
わけでございます。

○小平(入)委員 その点あまりよく理
解できませんが、時間がありませんか
ら次に進みます。
そこで特別利益の関係ですが、これ
は要するにあちらの輸出価格とそれか
らこちらの予定の販売価格との差額の
うちから生まれるわけですが、台湾の
実情をこの資料によつて見ますと非常
に独占的になつておるようです。こ
ういふ方法を日本とるようになった場
合に、台湾の方での輸出価格を非常に
つり上げられるという心配はないので
あります。

○大堀政府委員 この点につきまして
は、台湾との間に価格の協定ができて
おりまして、現在一かご七ドル五十セ
ント以下で買入ということになつてお
りまして、上げられる心配はないと考
へております。

○小平(入)委員 それから内地の販売
価格、これについては政府に申請した
額というものが何れも拘束力があるとい
うわけではないのであります。ただ
一応の予定で、政府から外貨の割当を
もらへば、入れた以上は自由に各地で
販売してよろしい、何れその予定額と
いうものに拘束力がないものかどう
か。

○大堀政府委員 その通りでございま
す。制限はしておりません。
○田中委員長 中崎委員。
○中崎委員 最近の貿易の状況を見ま
すと、輸出の面において必ずしも当初
期待しておつたような状態でないよう
に見受けられるのでございまして。こ
に相当期待しておつたところの鉄鋼の
輸出も、そしてまた繊維製品にしても
必ずしも所期のような効果が期待でき
ないのではなからうかというところが心配さ
れておるのではありません。ことに輸出の
為替じりの見通しについての状況は一
体どういふようになるのかを一つお尋
ねしておきたい。

○大堀政府委員 ただいまちょっと最
近の数字を手元にて持っておりません
が、大体の情勢をいたしましては、輸
出の点は昨年はかなり上昇を見て参つ
ておりますが、昨年から今年にかけて
輸出が増進して参りまして、今年度は
上つたところで横ばいになっておるわ
けでございます。現状のところは特
に輸出の数字が落ちておるということ
はないと私も考へておるわけござ
います。これに全体の見方といたし
ましては、長い目で見まして将来必ず
しも樂觀ができるということをお申し上
げるわけではございませんけれども、
当面本年度中あたりにつきましては、
大抵現在程度で横ばいといふのではな
いか、かように考へておるわけござ
います。繊維製品、綿糸布につきま
しては若干樂觀できない情勢がござい
ますけれども、鉄鋼等につきましては相
当先物契約をいたしております。今
年度の輸出計画までは十分輸出が伸び
るだらう、かように考へておる次第で
あります。

○中崎委員 国内産業の現在の状況を
見ますと、たとへば紡績のごときも最
近に至つては相当の振返を余儀なくさ
れておるような実情にありまして。こ
に鉄鋼界においても薄板のごときはほ
とんど非常な打撃を受けて、事業もほ
とんど継続しかねるというやうな苦境
にまで迫り込まれておるやうな状態に
あります。ソーダ工業にしても相当に
ソーダの値段等が不採算のために、行
き詰まっておる。あるいは自動車にし
ても相当過剰生産等で行き詰まってお
る。自転車産業についても相当に業界
そのものが青息吐息の状態に迫り込ま
れておる。そうしたほとんど国内産業
の大部分というものが非常に苦境に迫
り込まれておるわけなのであります
が、これらはほとんど輸入並びに輸出
増進の処置によつてでなければ解決つ
かないというやうな実情にあるのでは
ないかと思ふのであります。一体こ
れらの点についても大臣はどういふ
うに処置していくのか、概括的な御意
見を聞いておきたいと思ふのでありま
す。

○石橋國務大臣 一つ一つの品物につ
いて事情は相当異なつておるやうであ
りますが、今のお話の中の薄鉄板のご
ときは旧設備によるものが新設備によ
るものに対してコストの上で競争がむ
すかしくなつて、大分困難をしておる
という状況であります。その全体の日
本の薄鉄板なるほど国内の景気があ
まりよくありませんから、その点の打
撃は確かに各方面とも受けております
が、しかし輸出などの方面においては、
今政府委員からも申しましたやうに、
非常に大きな望みがあるとも言いかね
ますけれども、現在のところでは国内
の価格が下つておるだけに、輸出はや
はりある程度伸びるものと思われま
す。ですから全体の産業をどうするか
ということになれば、これは国内の需
要をもつと超すということに視点を置
いて施策しなければならぬ。かように
考へております。

○中崎委員 たとへば薄鉄板の例が
出たのであります。これに對しまし
ても、産業の近代化ということは自然
の趨勢でありまして、日本においても
またこの線に沿つて漸次進むべき方向
だけにはこれは明らかにしておると思
ふのであります。その間におきまして
相当大きなところの犠牲、ことに中
小企業者並びに労働階級の犠牲とい
うものは実にこれに耐え得ないというよ
うな実情にあると思ふのであります
が、この間の不調和というか、いかに
大臣はこの問題を処理して対処してい
かれようとするのかお聞きしておきた
いのであります。

○石橋國務大臣 ただいま申し上げま
したやうに、根本策としてはある程度
の国内需要を起すということがやはり
必要だと思ひます。同時に今のお話の
やうに、だんだん設備等の近代化とい
うものを要するのでありますから、旧
設備によるコストが新設の設備にかな
わないものは他に逐次転換するといふ
方策をとる以外に道がない、こう考へ
ております。

○中崎委員 それは大きな障害と摩擦
がなくしていければ申し分ないのでござ
います。その間に大きな障害と犠牲
があるから、一体これはどういふやう
に処置しようとするのかといふことを
私はお聞きしておるのであります。こ
れを踏まえて鉄鋼の工業の合理化法案とい
うやうなものを提出して一つの方向を
はつきりすると同時に、また業界にお
ける一面需給のアンバランス等の無計
画によるところの問題を、ある程度カ
ルテル行為を認める等のことによつて
処理しようとするのか、そうしてでき
てくるところの中小企業者並びに労働
者の問題を一体どういふやうに処理し
ようとするのか、等の点について、具
体的に大臣の御意見を聞いておきたい
のであります。

○石橋國務大臣 鉄鋼についてはお話
のやうに鉄鋼の合理化法案と申しま
す。とにかく鉄鋼の合理化についての
案はただいま研究をいたしておりま
す。

○中峰委員 これらの問題と関連いたしまして、国内需要の増強をはかるといふふうなことも言っておられるのでありますが、具体的にこれをこういふふうにやつてこの程度増強するのだというふうな策がなければ、絵にかいたもちをここで言ってもらったところで私たちは何も役に立ちません。そこで私たちに国内需要をどういう線に沿つ

りを来たしてゐる、何十万の人間がこれによつて生活の道を失ふとしてゐる、多数の中小企業がこれによつて犠牲を受け半身不随になる、こういうふうな大きな犠牲をはたらかしておいて、何がゆゑにこういうように向うが買いたい買いたいというものを売らないうで押えておくのか、そのところを一つお聞きしたい。

○石橋内務大臣 中共貿易については、しばしばこども語が出ましたように、これは日本の立場としてはむしろうに、制限をできるだけ解除して、薄鉄板のごときは輸出したいのであります。

すが、現状においてはまだそこまで話
がつかないというわけであります。こ
れは極力話がつくように絶えず努力は
いたしておるのでありますが、例のコ
ムの関係で、日本だけがそれから離

れて勝手に輸出をするというわけには
参りません。これはほかの関係があり
ますから、中共とだけ勝手に貿易し
て、あとの方はどうなつてもいいとい
うことで日本がいくというめどがつけ

ばこれも一つのいき方でありましょうが、私は現状においてはそうはいかぬと思います。従つて、ほかの自由主義国家群と協調を保ちつつ、しかもできるだけ中共貿易も伸ばすように努力する

る、こういうように、はなはだ養へ切らないように見えますが、それ以外にはいきやうがないと思います。それでさような方針でいきたいと思ひます。それからほかの方面の輸出も、たと

えは繊維品の——この間から加藤君からもこの委員会では話がありました、インドネシアにおける三角貿易というような問題も努力をいたしておられます。だからそういうことではなはだ

遅々として進みませんけれども、各局面にあらゆる手を打っていく、こういうこと以外には今のところいきようがないと思います。

それから国内の需要をふやす問題
は、どうしても国内に仕事を興すといふことでありますから、今後何とかそういう仕事を興すような方向に政府も努力をするようにしていきたい、これが

は通産省だけでやれることじやござい
ませんから、政府全体の方針としてそ
ういう方向へ進むように、私も政府部
内において努力するつもりであります。

○中嶋委員 中共貿易に関するコメン

であります。それは一応それとして、どうしてもこれは入る当時から、日本の特殊事情の上に――日本はこれだけの人間と少い物資の中で、加工してかやっていけないものであるというこ

とは思ひかねるのであるから、そうしな
実情の上に立つて、このコヨムに入る
としても、幾多の条件でもつけて、入
ることができなくても、その後におい
てそういう実情を十分にうたつて、

ではないかというふうにも考えられる
でございます。ことにはなはだしいの
は、先般株鋼線というものが、一応
出が認められておつたものが、逆
度は制限の方向にいったということ
新聞でちよつと見たのでありますが、
その実情は一体どうなのか果してそ
ういうふうに今まで認められたもの
が新しく制限までやられるような事
態に

ておきたいのであります。

○大堀政府委員　ただいまの制限は、規格その他の問題で若干議論があるところでございますが、現在のところ従来

と変更はない。こういう現状でござい
ます。

○中崎委員 次に先ほど申し上げまし
たソーダ工業については、御承知の通り
り塩が主原料になるのであります。が、

そうしたものの輸入についても、最近
は中共からの輸入もやや増加をされ
て、割合安い原料塩が使えるように
なったので、漸次改善はされつつあ
るようでありますが、それにしてもな

かつ非常に値段の高い遠方からの塩を輸入するために、日本のソーダ工業、ことにソーダの価格というものは国際価格に比べて非常に高いという現状にあるために、あらゆる化学工業はこれ

ものが流されるために、その修繕費だけでも大へんな利子を払わなければならぬということも聞いておるのであります。高級乗用自動車は制限はもちろんでありますが、そうした自衛隊等に使うような特需向けの自動車の輸入の制限、並びに今度は逆に自動車の輸出について、中共等においても相当に輸入を期待しておるといふことも言うておるのであります。実際にはほとんどこつちから輸出をされていらないという実情であります。ことに部分品などについても輸出が認められていないといふのであります。部分品の輸出が認められないと、ここに自動車の輸出はあり得ないと思ひますが、これらの点について実情をお聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 詳しいことは政府委員から申し上げますが、中共に対する自動車ないし部分品はやはり禁制品の中に入っておりまして、今のところでは出せないといふのは残念な状況にあります。それから駐留軍が一種の非法法に持つてくる車については、いろいろの形がたびたびしい制限を現在はいたしておりますから、漸次減少はすると思つております。しかしこれを全くとめることができないことはなほ遺憾であります。それを防ぐことは極力いたしたいと思ひます。ただ今度は英国との貿易協定もしなければならぬことになっておりますが、英国とかアメリカあたりは輸出品の非常に重要な品目として自動車を数えております。そこで日本から英国なりアメリカなりに輸出をしたいという場合には、そのかわりに向うからも

こつちが必ずしも好ましくないものも入れてやらなければならぬということもありまして、そういう中に自動車が入つてくるので、自動車の輸入を全然とめてしまふということになります。今、今のありさまでは貿易上にやほりある程度の支障を来たすと思ひます。ですからやむを得ずある程度は入れておるのであります。しかしこれも輸入品としては、輸入車を使う方面では非常な苦情があるほど輸入車はとめておるといふのが現状であります。

○中崎委員 ことにアメリカについては自動車は重要な輸出品であるかもしれませんが、今日では自動車を保護するといふことがまた重要な工業政策でもなければならぬと思ひます。ことにアメリカに關する限りにおいては、輸入があれだけに超過しておるのでありますから、逆にどんなアメリカの方から買つてもらうといふような政策が積極的にとられて、そして片貿易の問題をここに解決しない限りにおいては、日本の貿易はほとんど改善できない。ありとあらゆるその他の地方においての制約を受けておるのであります。ことに中共貿易の点についてはもうほとんど手も足も出ない状態に追い込まれておるので、ここに一方大量の輸入をするアメリカから、われわれから言へばほとんど不急不要の自動車までつき合ひに買わなければならぬといふことになりまして、これはもう政府の政策がいかにノーゾロであるかといふことを私たちは非常に憤慨、慨嘆せざるを得ないのであります。ここにそうした面についてもう一步政府の方で腹を据えて、そういう片貿易を

調整するのだという考え方の上に立つて、この問題に取り組んでもらいたいと思ひますが、大臣の今後の政見、腹のうちの聞いておきたい。

○石橋國務大臣 ただいままでドル地域からの輸入が多かつたのは、御承知のように特需その他の、つまりドルの貿易外の供給があつたことから起つてきておりますが、これもだんだん減りますから、片貿易は自然にその点は修正されると思ひます。われわれとしてもできるだけドル地域からの輸入を押えて、ポンド地域なり何なりを回そうといふ努力をしておるのであります。さてそのポンド地域に回そうとすると、またそのポンド地域が日本へ持つてきたいものが自動車であつたり、機械であつたりそれからこつちから持つていくものがミカンのカン詰であつたりマグロであつたりといふようなもので、向うも、それを入れるならおれの方からこれを入れてくれといふようなことで、それもある程度ギブ・アンド・テークをやむを得ないと思ひます。決してユルファンでやつておるわけじゃありません。むしろ少し輸入制限がひど過ぎるなど私は思ふほど現在當局者としてはやつておるのであります。しかしこれは御趣旨はよくわかりますから、そういう方針に従つて、ただし輸入をたどとめるといふことだけは私は日本の経済に寄与するものではないと思ひますから、輸入もできるだけのやうによろしい、そのかわり日本のものが輸出ができるような方策を講ずべきだ、こう考えております。

○中崎委員 それは理屈としては今大臣の言われる通りであります。輸入もほとんどやる、輸出もほとんどやる、いわゆる貿易を振興するといふことは、この日本の当然あるべき姿、日本の貿易振興なくして、日本のこれだけの人間は養つていけない、国民生活の向上もあり得ないといふのは、これは当然なのであります。現実にはさてどういふ方法で輸出を振興するかといふことになればできないのだから、そうすると今度は、せっかく現在国内でよく芽ばえつつあるところの工業を全部つぶしてしまふかといふことになつて、日本で何を残すか、全部食えない、飢えた人間だけが、そこにしかばねをさらすといふ以外に方法はないのであります。そういう意味においては、石橋さんの積極的な経済政策も非常にけつこうであります。その裏づけになるような具体的な政策ができない限りにおいては、勢ひ、消極的であるといひながら、まず国内産業を守るということが第一じゃないかといふふうに私は考えるのであります。言いかへますと、正常の貿易の振興によつて解決づける範圍においては、輸入というものも認めるべきであるが、それが打開できない限りにおいては、まず国内産業というものを第一に助長していくべきである、またこれを守るべきであるといふのが、私の考え方なのであります。この点の順位、考え方はいかゞですか、もう一度お聞きしたい。

○石橋國務大臣 私もお説の通り日本の一番の今の問題は、どうして増加するところの生産力人口に職場を与えるかといふことであります。これは第一の要件であります。ただそれをどうしてそこへ持つていくかといふことになると、やはり非常な妥協が出て参ります。

す。極端に言へば、アウタルキーでやつてしまふ簡単なものであります。けれども、そういうかないのが現在の世界でありますから、そこで貿易といふものをやらなければならぬ。貿易をやることにいろいろの赤字が出るのとかが替が足りないとかいふような問題が起るものですから、種々なる妥協をしていかなければならぬ、そういうところに実際の経済政策の悩みがあります。が、根本はどこに置るかと言われれば、これはもちろん国内の産業の助長に置く、ことに生産力人口に職場を与えなことに置く、こういうことは忘れてならないことと私は考えております。

○田中委員 五分過ぎました。

○中崎委員 それじゃこの一つだけ。次に大豆の中共からの輸入を五万トンか、かねて話し合ひが進んで日本の業界においても、国民としても一応これのすみやかなる実行を期待しておつたのであります。何だか最近の新聞によると、通産省ではこれを取り消しといふか、あるいはグロバール方式であるのか、逆トーマス方式か何か知りませんが、事実上はこの輸入がほとんどできないような方針に変更した、取り消しをしたといふことが出ています。あります。その実情を一つ大臣からお聞きしたい。

○石橋國務大臣 こまかいことは政府委員から申し上げますが、大体は、向うから七十何社かに對していきなり輸入の引き合があつた。しかもその価格は非常に高い、それで中共自身も西歐の方へ売つておる値段と日本へ売る値段と、今の相場によりまして非常に違いがある。数字は政府委員から必要があればお答えいたしますが、そういう

何か特別な経過的な措置が必要であるというふうなことに気がつきまして、独占禁止法ができまして後にこの法律ができたのでございます。ちょうどよく例が引かれますが、経済の健全な形を川の流れたとえまうならば、川の流れが非常にスムーズにいくことを監視するのが独占禁止法の使命でございますが、いかにその当時の日本の経済事情は川の流れのあちこちこちらに流れを阻害するような固まりができていて、それを急速に取り除く、取り除いた後の流れを独占禁止法で見ているわけでございまして、その第一条の最も特徴といたしましてところは、できるだけすみやかに措置をするという点にあったように思うわけでございまして、すみやかなる処置といたしましては、御承知のように最初は非常に多くの会社が対象に取り上げられたのでございまして、これがかなりの行き過ぎであるということで、実際に措置をされましたものはきわめてわずか、数十社ということになったわけでございまして、大体この程度で当初に企図いたしましたいわゆる川の流れのこり固まりというものは一応とれたというふうな考えられるわけでございまして、これを放置するわけではなく、今後やはり民主的の健全な国民生活の発展を目的といたしまして独占禁止法で今後は見ていく、こういう関係でございまして、現在といたしましてはこの集中排除法の必要はなくなったのではないかと。ことにこれは実に持株会社整理委

員会というものがずっと前に廃止になりました、この廃止になりましたときに、もつて過度経済力集中排除法というものはその中身がなくなつてしまつたわけでございまして、ただ経過的にまだ措置が残っているものがありました。関係上、今日までいまだ形が残っているというところでございまして、そういう関係になつておりますので、健全な国民経済の発達というには、これを排除いたしまして別に支障がないというふうな考へております。

○田中(武)委員　そうすると集中排除法の目的は、制定当時の状況といたしまして、それだけを対象としてやつたものであつて、その後のものについてはこれでやるものではない、こういうことなですか。

○横田政府委員　さうでございます。

○田中(武)委員　そうしますとその趣旨は独占法に入っているもので、それでやつていくのだ、こういうことなですか。

○横田政府委員　今後は一般法とでも申しますか、独占法で見えていくということになると思ひます。

○田中(武)委員　たとえばこれによつて製鉄業のうち数社が指定を受けている。ところが最近になりまして、私は技術的なことはよくわからないのですが、ストリップ法ですか、何というところのすぐく生産が上るような方法を取つてきているために中小鉄鋼業者が危殆に瀕している、こういう状況が起つていくわけなのですが、それによりますと、たとえばこの法律によつて指定を受けた鉄鋼業者が、指定を受ける以前と同じような状態になつていく、

こういうことが言えると思うのですが、それによつてもなおこの法律が目的を達した、こういうふうな言えるのでしょうか。

○横田政府委員　ただいま鉄のお話でございまして、鉄について簡単に申し上げますが、実はこの点は前の私的独占小委員会においても、集中度のお話を簡単にいたしましたわけでございまして、鉄は御承知のように日本製鉄が大きく二つに分れて二社になりました。その後だんだん一般メーカーもほかに合流して参りました結果、形から申しますと、戦前のいわゆる日本製鉄一社といふような形とは六分違つた形になつていくことは御承知の通りでございます。その意味におきまして集中度は相当分散して参つていくわけでございまして、ただこの鉄につきましましては、いわゆる八幡、富士の二社がいろいろな意味におきまして非常な力を持つていて、このことは御承知の通りでございます。まして、ただしかし大きいというだけ、独占禁止法の問題になるのではなく、大きいことからいろいろ他の事業を、同業者の競争を排除する、あるいは支配をいたしますとかあるいはその下の段階のいろいろな製鉄鋼関係の業界を支配するというようなことになつて参りますと、これが独占禁止法の線に乗つてくるわけでございまして、私どもといたしましてはなるほど相当分散はいたしておりますが、八幡、富士等の実力からいまして、またその地位からいまして、いろいろ業界に対して支配的な活動が行われるおそれがあるという点につきましては、常時注意をいたしているわけであります。決して昔のような独占的な

形態になるということはないように十分な注意をいたしているつもりであります。

○田中(武)委員　今鉄鋼の話が出たので、これに引き續いてお尋ねしたいのですが、鉄鋼においてはさうなことがないように注意しているからと、こういうことなのですが、先ほど申しましたように、ストリップ法とかなんとかいふので、ものすごく生産能力が上ると申しますか、これによつて、今はフルにやつていないが、フルにやれば一月四万トンから六万トンとかの製鉄も可能である。また小さな鉄鋼業は大きなところから材料をもらつて、第二次的な作業をしているところもあつて、そういうところが原料を抑えられるというために、今委員長が言われたような第二次的な生産を支配するといふ傾向が現に現われていると思ひますが、その点はどうなですか。

○横田政府委員　今お話のような関係が多少見受けられることは事実でございますが、しかも非常にむづかしい点でございまして、ただいまお話のストリップ・ミルの生産というものがだんだん伸びていきますと、それが独占禁止法上の問題にはなり得ないのでございまして、しかし材料面におきまして、今お話のような、そこに作爲的なことが行われ、そのために一貫メーカーでないところの他のいろいろな業者の活動が支配せられるということになりますれば、これはやはり独占禁止法上の問題が出てくるわけでございまして、しかしこれは独占禁止法の線とはまた別の線かもしれませんが、それらの点につきましては別な合理化の

方法というものが当然考へられていいのではないかと申します。その点通産当局の方からお話があったと存じますが、いわゆる合理化法というものがその点で浮かんでくるわけでありまして。

○田中(武)委員　鉄鋼のことにつきましてはまたそれが問題に上るときがあると思ひますので、そのときにやることにいたします。話を本題へ戻したいと思ふのですが、今委員長からいろいろ説明を受けたわけなんです、私は過度経済力集中排除法を、必要がなくなつたから廃止するのだということ、また十分の戻らないわけではございません。その後は独占法によつて処理ができるのだ、こういうふうなことであるのですが、これはむしろ横田委員長よりか、他の政府側の方がいいのではないかと申すのですが、独占法といわれるのですが、今度の国会に提案を予定されている法案を見まして、それだけの理由は一応あるにいたしまして、たとえば石炭鉄業合理化法案あるいは中小企業安定法の改正法案、あるいは輸出取引法の一部を改正する法律案等を見まして、これは独占法といふものがあるのに、それを一面からくずしていく、こういうふうな法案のように考えられるわけですが、一方から、これは別だ、これは特別な理由があるのだ、これはこうだといふことにしてくずしていく、そうして一方経済力集中排除法を廃止する。こういうふうなところに、現内閣の経済的な問題、生産に対する逆コース的な施策が現われているように考えるのですが、それらの点につき、どなたで

もけつこうですが御説明していただきたい。

○田中委員長 これは次に政府側が来られときにまた継続審議をしますからどうぞ一つ……。

○田中(武)委員 それではこれでけつこうでございませう。大臣が来られたらお伺いします。

○田中委員長 ただいま審議をいたしております輸出取引法の一部を改正する法律案に対して、公正取引委員会の意見を聴取したいと思ひます。

○横田政府委員 輸出入取引法の改正は、この前の国会にも問題になりましたが、そのつど若干の改正を見ておりましたが、今回は今までの法律施行後のいろいろな経験に徴しまして、かなり思ひ切った改正が加えられておるわけでございませう。この改正案が作成されたまですまでの間におきましては、この案に最も関係の深い通産省と公正取引委員会との間に時間的に申しますとかなり長い間の折衝があつたわけでございませう。その折衝をいたします主要な内容と申しますか、こまかなことは省略いたしまして、どういふところにそういう折衝を續けなければならなかつたかという点をこくかいつまんで申しますと、われわれの立場といたしましては、輸出を振興することが日本の産業にとつてきわめて重大なものであるといふことについての認識は、あえて人後に落ちないつもりでございまして、この点におきまして、今までの輸出入取引法がかなりいろいろなこまかなやかましい制限を、たとえば協定をする条件等について設けておりましたこと等につきましては、やはり相当

の緩和を必要とするということを考へておつたわけでございまして、そういうような点は今度の法案にかなりはつきり出ておるわけでございませうが、ただわれわれといたしまして非常に懸念をいたしましたことは、輸出を伸ばします必要といふことは、その半面におきまして、その結果本日国内におけるいろいろな取引にいろいろな悪影響を及ぼすおそれがあるのではないかと。これは御承知のように日本は輸出に依存する度が高くなればなるほど、いわゆる全体の生産量、取引量マイナス輸出という関係になりますと、あとは国内、この国内取引と輸出取引はうらはらの非常に密接な関係がございませうので、もし輸出取引に關しましていろいろなことが行われましますと、それは当然あるいは場合によつては必然的に国内取引に影響を及ぼしまして、それがいわゆる関連事業者、あるいはひいては消費者の利益を害するといふおそれが出て参ります。この点を私どもといたしましては非常に懸念をいたしましたわけでございます。協定を認めます要件の中に、御承知のように相当関連事業者の利益を考慮いたしました規定や、あるいは消費者の立場を考慮いたしました規定や、あるいはその協定の当事者の間に差別待遇にならぬように考慮いたしました規定等が入つておりますのは、全くそういう観点からでございまして、なおまた一方これは他の適用除外法において必ずそういうふうにして参つたわけでございませうが、かりに輸出のためでありたいしして、不公平な取引方法に該当するやうな行為は認めたいといふことがわれわれの考へ方でございます。そういうやう

な点につきまして基本的な考へ方といひまして通産省と折衝したのでございませう。

まず第一に、輸出取引オンリーの関係につきましては、今度は御承知のように届出制がとられたわけでございませう。これは私どもといたしましては従来認可事件として通産省の方から回していただいております事件を見ますと、なるほどどこに認可を必要としないやうな、きわめて軽微程度のものがかなり多いのでございまして、これを一々認可する必要はまずあるまい。あるいはまたこれは認可手続をきわめて簡素化することによつても、ある程度の解決をはかれるわけでございませう。しかしいさ思ひ切りまして、この点は届出制度にする。しかしながらそこそこの十日間の期間を置きまして、もしその内容がおもしろくないものであつたら、私もストップをかけてあるいは変更を命ずる、あるいは締結を差しとめるといふやうな道を開くことにして、届出制度をとつたわけでございますが、その他の輸出業者間、あるいは輸出業者と生産業者間、あるいは生産業者同士の間の国内取引に關します協定案、かりにその物資が輸出にかかわるものでございまして、先ほど申しましたやうな観点からいたしまして、いろいろな国内的な取引上の問題がからんでおりますので、この方は、大体認めます要件は、先ほど申しましたやうな公正取引委員会の立場から申しますと、大体似たやうな点が考慮の要件になっておりますが、認可制度をとりまして、そしてこれについては公正取引委員会の同意を必要とするという線を出したのでござ

います。この点は、通産当局としましては協議でもよいではないかといふこととで、これは考へ方の相違といふことになりませうが、いろいろ折衝いたしましての結果、やはり同意といふことで認めていただきたしまして、案が出ておるわけでございませう。それから、先ほど申しました不公平な取引方法に關する部分につきましては、いろいろ折衝いたしましての結果、やはり従前の輸出入取引法あるいはその他の適用除外法のほとんどすべてにそういう同じ規定がございませうので、それはやはり今度もそのまま踏襲していただくといふことにいたしました。案ができたわけでございます。

もう一つは、認可あるいは届出の問題につきまして、その後の事情によつてその内容がいろいろ不都合なものになつて参りました場合に、公正取引委員会から通産大臣に向ひまして、その認可の取り消し等の手続を求めるといふことも、これはすでに現行法にあることでございませう。その点につきましては、も若干の折衝がございしましたが、結論的には現行法の制度をそのまま維持するといふやうな形になりました。今度の改正案ができたわけでございます。

この認可制度あるいは公正取引委員会の同意といふことに、業界といたしましてはいかにもそこに非常な重たしさを感ぜまして、これでは自由な取引ができないのではないかといふやうな懸念が相当あるやうでございませうが、これは毎々私ども申しておりますように、われわれの同意といふものは、ケース・バイ・ケースによく考へまして、できるだけすみやかに手続を

するといふことと、それからあまりしやくし定本的な、これはやつてみなすので、しやくし定本的な規定の適用はしないといふ方針で参りますれば、認可、同意といふやうなことも、そう業界で心配されるやうな、足手まといになるやうなおそれはないといふふうに、実は考へておるわけでございませう。しかもこの公正取引委員会の権限の発動、それから通産省の認可その他の処置との間には、密接な連絡をとりまして事を運ぶ必要もございませうので、もしこの法案が成立いたしました場合、その後のいわゆる権限の調整と申しますか、具体的な仕事のやり方につきましては、通産省との間に密接な連絡をとりまします意味におきまして、いろいろのこまかな打ち合せも、実はすでにかなりできておりました。もし法案が成立するといふことになれば、直ちにその線に沿つた文書の交換をいたしまして、今後輸出入取引が円滑にかつ弊害なく行われるやうに処置したいといふふうに考へておるわけでございませう。

はなはだ簡単でございませうが、今回の改正法に對しまして公正取引委員会が考へております主要な点はそういう点でございませう。

○田中委員長 以上三案に対する残余の質疑は、後日これを行うことといたします。

○田中委員長 この際お諮りいたします。科学技術振興に関する小委員長前田正男君より、小委員会において自動車工業に關し参考人より意見を聴取したい旨の申し出があります。小委

員長の申し出の通り、参考人の出頭を
求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定了します。

なお日時及び参考人の選定につきま
しては、委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定了します。

次会は明三十日午前十時より、石炭
鉱業合理化臨時措置法案の質疑を続行
する予定であります。

本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後零時二十五分散会

第二十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

六 二 一五 五時間四十 五時間十五

六 三 三 千数百億 千数百円

昭和三十年七月五日印刷

昭和三十年七月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局